第４款　施設利用保証金債権（ヴィラ塩江）
１　確定債権
280件　56,764,400円
別表８－４（施設利用保証金債権・ヴィラ塩江）
２　権利の変更
別表８－４記載の施設利用保証金債権については、各債権者が有する「ヴィラ塩江」に関する施設利用保証金債権の総額に応じて、次表の区分に従って、「権利変更後の弁済額」欄記載のとおり権利の変更を受け、同額を超える債権部分について免除を受ける。
上記による一般更生債権の免除の効力は、更生計画認可決定確定時に発生する。
①　500,000円以下の債権者
権利変更後の弁済額
確定債権全額
②　500,001円～1,562,500円の債権者
権利変更後の弁済額　500,000円
３　弁済方法等
弁済時期については、施設利用保証金債権の本来の弁済時期とする。
なお、管財人は、上記施設利用保証金債権にかかる債務を、後記第９章第７節第１款の定めるところに従い、ハイパーリゾート株式会社に会社分割（吸収分割）により承継させる予定である。

第５款　会員資格保証金債権（ヴィラ北軽井沢）
１　確定債権
354件　138,300,000円
別表８－５（会員資格保証金債権・ヴィラ北軽井沢）
２　権利の変更
別表８－５記載の会員資格保証金債権については、各債権者が有する「ヴィラ北軽井沢」に関する会員資格保証金債権の総額に応じて、次表の区分に従って、「権利変更後の弁済額」欄記載のとおり権利の変更を受け、同額を超える債権部分について免除を受ける。
上記による一般更生債権の免除の効力は、更生計画認可決定確定時に発生する。
①　500,000円以下の債権者
権利変更後の弁済額
確定債権全額
②　500,001円～1,562,500円の債権者
権利変更後の弁済額　500,000円
③　1,562,500円超の債権者
権利変更後の弁済額　確定債権額の32％相当額
３　弁済方法等
弁済時期については、会員資格保証金債権の本来の弁済時期とする。
なお、管財人は、上記会員資格保証金債権にかかる債務を含む「ヴィラ北軽井沢」に関する事業を、後記第９章第７節第２款の定めるところにしたがい、株式会社ＭＢＫオペレーターズに会社分割（吸収分割）により承継させる予定である。

第４節　権利の変更及び弁済に関する一般条項（省略）
第４章　共益債権の弁済（省略）
第５章　少額更生債権等の弁済（省略）
第６章　弁済資金の調達方法及び予想超過収益金の使途（省略）
第７章　未確定更生債権等の措置
第１節　更生債権等査定申立て
１　未確定更生担保権
別表９－１記載の更生担保権は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある更生担保権で、その確定手続が終了していないものである。
２　未確定一般更生債権
別表９－２記載の一般更生債権は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある一般更生債権で、その確定手続が終了していないものである。
第２節　未確定更生債権等の措置
１　未確定更生担保権
⑴　確定前の取扱
㈠　弁済の取扱
未確定更生担保権については、確定するまでの間、更生担保権の弁済を実施しない。
ただし、未確定更生担保権のうち、管財人が一般更生債権として認めている部分については、確定するまでの間、一般更生債権と同様に取り扱うこととし、第３章第３節の一般更生債権の権利の変更及び弁済方法の定めを準用する。
㈡　担保変換の取扱
未確定更生担保権者が処分連動方式による弁済の対象となっている担保目的物について現に担保権の設定（対抗要件（仮登記を含む）を具備している場合に限る）を受けている場合において、管財人が当該担保目的物を売却したときは、第３章第１節に定めるとおり、担保弁済額に相当する額を管財人名義で預金し、当該預金元本債権につき未確定更生担保権者のための変換担保（質権）を設定するものとする。
⑵　確定後の取扱
未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、第３章第１節の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第３節の定めを、それぞれ適用する。
この場合において、上記⑴㈠に基づく確定前の既払額はこれを権利変更後の弁済額に充当し、また、上記⑴㈡に基づく変換担保（質権）にかかる暫定預託金はその質権の解除を受けた上で同様に権利変更後の弁済額に充当する。これらの充当後において既に弁済期が経過している未払金がある場合には、未確定更生担保権が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。弁済期到来までに１ヶ月未満の場合も同様とする。
２　未確定一般更生債権
⑴　確定前の取扱
未確定一般更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。
⑵　確定後の取扱
未確定一般更生債権が確定したときは、第３章第３節の定めを適用する。
この場合において、既に弁済期が経過している未払金がある場合には、未確定一般更生債権が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。弁済期到来までに１ヶ月未満の場合も同様とする。

第８章　担保権の措置（省略）
第９章　更生会社の措置
第１節　株主の権利の変更
１　更生会社による全株式の取得及び消却
更生会社は、第２節の定めに従って発行される募集株式にかかる金銭の払込みがされた日（以下「募集株式効力発生日」という）に、更生会社の発行済株式1539万3347株（普通株式1251万株、第１回甲種優先株式76万7040株、第１回乙種優先株式13万2234株、第２回甲種優先株式16万770株、第２回乙種優先株式12万8303株、第１回丙種優先株式110万株、第１回丁種優先株式30万7000株、第２回丁種優先株式21万3000株、第３回丁種優先株式７万5000株）全部を無償で取得し、同日、その全部を消却する。
２　資本金の額の減少
更生会社は、その資本金の額57億5425万円全額を減少する。資本金の額の減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
３　資本準備金の額の減少
更生会社は、その資本準備金の額10億4125万円全額を減少する。資本準備金の額の減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
第２節　募集株式の発行（省略）
第３節　配当の制限（省略）
第４節　株式の譲渡（省略）
第５節　定款の変更（省略）
第６節　役員等（省略）
第７節　会社分割
第１款　ヴィラ塩江関係
更生会社は、以下の条件に従い吸収分割を行い、穴吹ハートレイの会社更生手続（東京地方裁判所平成21年（ミ）第34号）にかかる更生計画に基づき、新設分割により設立されることが予定されているハイパーリゾート株式会社（以下「ハイパーリゾート」という）に更生会社の「ヴィラ塩江」にかかる債権債務関係を承継させる。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、この承継実行の有無、承継先、承継方法又は条件を変更することができる。